

各指定障害福祉サービス事業所等運営法人 御中  
(富山市指定事業所を除く)

富 山 県 厚 生 部 障 害 福 祉 課 長  
( 公 印 省 略 )

### サービス管理責任者等研修制度の改正について

日頃より、本県障害福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。  
先般、こども家庭庁及び厚生労働省からサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サービス管理責任者等」という。)に関する告示の改正について通知がありましたのでご連絡します。

なお、例外的に「6月以上」の実務経験(OJT)で実践研修を受講する際の指定権者への届出方法について、下記のとおりとしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 サービス管理責任者等実践研修の受講に係る実務経験について

基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験(OJT)について、原則は「2年以上」ですが、下記の要件を充足した場合には例外的に「6月以上」の期間で受講が可能(以下、「例外措置」という。)となります。

#### 【例外措置に係る要件】 (①～③を全て満たす必要あり)

- ① 基礎研修受講開始時にすでにサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3～8年)を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。
  - ㊦ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案作成までの一連の業務(※)を行う
  - ㊧ やむを得ない事由によりサービス管理責任者を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

※ 個別支援計画の原案作成までの一連の業務とは、サービス管理責任者等のもとで個別支援計画の原案の作成までの一連の業務(利用者へ面接のうえアセスメントを実施、個別支援

計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援計画の作成に係る会議への参画（モニタリング含む）（以下、「個別支援計画の作成の業務」という。）を行うことをいいます。なお、個別支援計画の作成の業務は少なくとも概ね計 10 回以上行うことを基本とします。

## 2 例外措置を適用する場合の指定権者への届出方法

実践研修の受講開始までに、別紙様式「個別支援計画作成業務従事者届出書」を指定権者へ届け出てください。なお、指定権者ごとに届出先が異なりますのでご注意ください。

事業所所在地	指定権者（届出先）
富山市以外	富山県（障害福祉課）
富山市	富山市（障害福祉課、こども健康課）

## 3 指定権者から研修実施機関への情報提供について

例外措置の適用により実践研修の受講申込をしている方については、指定権者から研修実施機関に必要な情報を提供しますので、ご承知おきください。

## 4 サービス管理責任者等がやむを得ない事由により欠如する場合の措置について

やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いた事業所について、現行制度上、欠如した日から1年間、実務経験を有する者をサービス管理責任者等としてみなし配置可能ですが、これに加え、当該者が一定の要件を満たした場合については、実践研修を修了するまでの間（最長で欠如から2年間）サービス管理責任者等としてみなし配置可能とします。

【要件】（①～③を全て満たす必要あり）

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点ですでに基礎研修を修了済みである。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されている。

県に実務経験者をサービス管理責任者等とみなして配置する旨を届け出る場合は、届出の前に、サービス管理責任者等が欠如する理由が、やむを得ない事由によるものか事前に県へ相談のうえ、通常のサービス管理責任者等の届出時と同様の書類に加え、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠如したため実務経験者をみなし配置する旨を記載した「理由書」を

添付して届け出てください。

#### 5 例外措置の適用に係る留意事項

- 届出書記載内容に相違がないことを確認するとともに、記載内容（個別支援計画作成業務への従事）を証明する資料を適切に保管し、県から求めがあった場合には、速やかに確認資料等を提出してください。届出内容に虚偽記載等の不正があった場合は、介護給付費の返還や事業所の指定取消となる場合があります。
- 届出書の提出をもって、障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者等として配置する際の実務経験要件を満たしていることを保証するものではありません。障害福祉サービス事業所等においては、実際にサービス管理責任者等として配置する際に実務経験要件が満たされていないと判明するといったことがないように、職員の実務経験等の把握を適切に行ってください。
- 届出書の提出をもって、サービス管理責任者等実践研修の受講を約するものではありません。受講要件を満たしていない場合や定員を超えて申込があった場合等には、受講ができないことがありますので予めご承知おきください。